附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年二月十二日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第三の第一の一の項に掲げる種（亜種又は変種を含む。）に係る絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十条第一項に規定する特定国内種事業を行う者に対する同条の規定の適用については、同項及び同条第二項中「行おうとする者」とあるのは「行う者」と、「あらかじめ」とあるのは「令和七年八月十一日までに」とする。

農林水産大臣　江藤　拓
環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月二十二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第十号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二中「含む。）は」の下に「、高崎市」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年十月一日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

2　都道府県知事若しくは都道府県が設置する児童相談所の所長その他の都道府県の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行った許可、認可その他の処分若しくは通知その他の行為のうちこの政令の施行の際現に効力を有するもの又はこの政令の施行の際現に都道府県知事等に対してされている申請、届出その他の行為であって、児童福祉法第五十九条の四第一項、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十六条又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）第四十一条の規定により、この政令の施行後、高崎市が処理することとなる事務に係るものは、この政令の施行後は、高崎市長若しくは高崎市が設置する児童相談所の所長その他の高崎市の機関（以下「高崎市長等」という。）の行った許可、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は高崎市長等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　この政令の施行前に児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（これらに基づく命令を含む。）の規定により都道府県知事等に対して報告その他の手続をしなければならない事項であって、この政令の施行前に当該手続がされていないもののうち、児童福祉法第五十九条の四第一項、児童虐待の防止等に関する法律第十六条又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第四十一条の規定により、この政令の施行後、高崎市が処理することとなる事務に係るものについては、この政令の施行後は、これを、高崎市長等に対して当該手続がされていないものとみなして、これらの法令の規定を適用する。

内閣総理大臣　石破　茂

介護保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月二十二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第十一号

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号ハ及び第四号イ並びに第三十九条第一項第一号ハ及び第四号イ中「八十万円」を「八十万九千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の規定は、令和七年度以後の年度分の保険料に係る保険料率の算定について適用し、令和六年度以前の年度分の保険料に係る保険料率の算定については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月二十二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第十二号

風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律（令和六年法律第三十九号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律の施行期日は、令和七年三月一日とする。

防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂